

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成22年 5月18日（火）

担当課：文化スポーツ部 文化振興課

件 名：大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について	
提出理由：大和市下鶴間ふるさと館の運営をより地域に密着したものとするために、管理運営手法を変更する必要があるため。	
内 容： 1 背景 - 旧下鶴間宿に残った小倉家は、県内でも数少ない江戸時代末期の商家建築の建物であり、歴史的景観を保全するとともに、市民の郷土に対する認識を高めることを目的として、平成18年4月に開館した。 - 当該施設は、「公の施設に関する指定管理者制度の導入にあたっての基本方針」に基づき、指定管理者制度を導入（平成18年7月～平成23年3月）している。 2 管理運営上の課題等 - 地域との連携や交流を図るためのコーディネートが十分に機能しておらず、入館者数や施設の利用件数が伸び悩んでいる。 - 近接する「つる舞の里歴史資料館」との連携やネットワーク化が十分に図られていない。 - 平成21年9月策定の「公の施設の管理運営に関する基本方針」において、施設の設置目的を効果的に達成することや経済的かつ効率的な管理運営方法を検討することが定められている。 3 今後の方針 管理運営上の課題等を踏まえ、運営主体を指定管理者から市に変更し、以下の方針で管理運営を行う。 ①地域や市民との連携強化を目指し、担い手となるボランティアの育成などに取り組む。	②「つる舞の里歴史資料館」と「下鶴間ふるさと館」の間で、人が回遊するような仕掛け作りを行うなど、入館者の増加に努める。 ③利便性や経済性・効率性を考慮して「つる舞の里歴史資料館」と一体管理を行うものとし、開館時間や休館日を変更する。 ④人員の配置あたっては、両施設の性格を十分に踏まえることとし、「つる舞の里歴史資料館」には専門的な知識を有する職員を、比較的簡易な施設管理を行う「下鶴間ふるさと館」には非常勤職員を配置する。 ⑤管理運営費については、最低限のコストにとどめるとともに、施設の利用状況等を踏まえ、管理手法についての検証を行う。 4 条例改正する内容 - 指定管理者に係る条項の削除 - 開館時間および休館日の変更（「つる舞の里歴史資料館」との一体的管理）を行うため 【開館時間】 現 行：午前 9時から午後5時まで 変更後：午前10時から午後4時まで 【休館日】 現 行：月曜日 変更後：月曜日および火曜日、休日の翌日
経 過 H 7. 4 旧小倉家住宅母屋を市指定重要有形文化財に指定 H 9. 4 旧小倉家住宅土蔵を市指定重要有形文化財に指定 H15. 6 旧小倉家宅地を市指定史跡天然記念物に指定 H15. 9 復元整備事業の工事に着手 H18. 4 下鶴間ふるさと館開館（直営 H18. 4～6） H18. 7 指定管理実施（H18. 7. 1～H23. 3. 31）	今後の予定 H22. 5 文化財保護審議会諮問 H22. 6 パブリックコメントの実施 文化財保護審議会答申 H22. 7 教育委員会定例会 H22. 9 市議会に条例改正案上程 H23. 4 改正大和市下鶴間ふるさと館条例の施行